

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第33号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則（平成27年香川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合は、特別償却設備を新設し、又は増設した者（<u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者を除く。以下この条において「特別償却設備設置者」という。</u>）が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者をその者の常時使用の従業者として新たに雇用し、又は当該特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤により雇用した者の数が5人に満たない場合とする。</p> <p>2 略</p> <p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定業務施設における各事業年度又は各年ごとの新規採用者及び<u>特別償却設備を新設し、又は増設した者が設置する県外の他の事業所からの転勤者の人数</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合は、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者の数が5人（<u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあっては、2人</u>）に満たない場合とする。</p> <p>2 略</p> <p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定業務施設における各事業年度又は各年ごとの新規採用者及び<u>特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤者の人数</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。